

1. 自転車の歩道通行に関する法令

自転車は道路交通法第2条の8及び11で車両の中の軽車両と指定され、同法第17条で軽車両すなわち自転車は歩道と車道の区別のある道路では車道を通行すると定められています。しかし、歩道を通行することが出来る条件と、歩道を通行する方法も法令で定められています。

(1) 自転車に乗車して歩道を通行することが出来る条件

道路交通法第63条の4・道路交通法施行令第26条・道路交通法第108条の28に基づいて作成された「交通の方法に関する教則」で、自転車に乗車して歩道を通行することが出来る条件が定められています。

- ①道路標識等より自転車(道路交通法施行規則第9条の2の2で車体の大きさが長さ190cm, 幅60cmを超えないことと定められています)が通行することが出来ると表示されている歩道(写真1)



写真1 自転車が歩道通行出来るという標識

- ②運転者が児童及び幼児(「交通の方法に関する教則」では13歳未満と示されています)、70歳以上の者、安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の傷害を有する者は自転車に乗車して歩道を通行することが出来る
- ③車道または交通の状況に照らして自転車の通行と安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき(写真2・3)



写真2 車道の左端まで大型自動車等が連続して通行している



写真3 車道の左端を自動車連続して駐停車している

(2) 自転車に乗車して歩道を通行するときの通行方法

歩道通行が出来る条件を満たしたとき、歩道の通行方法が道路交通法第63条の4の2・「交通の方法に関する教則」で定められています。

- ①歩道の中央から車道寄りの部分をすぐ停止出来るような速度で徐行する
- ②歩道は歩行者優先で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならない
- ③歩道で他の自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車の左側をよけるようにする

- ④歩道に自転車の通行路として標識・路面標示(写真4・5)で指定された部分(自転車通行帯)があるときはこの部分を通行する。この部分は歩行者も通行出来るので歩行者がいるときは徐行し、歩行者がいないときは歩道状況に応じた安全な速度と方法で通行が出来る



写真4 自転車通行帯と歩行者通行帯を示す標識



写真5 自転車通行帯と歩行者通行帯を示す路面標示

2. 自転車の歩道での法令違反となる通行方法

自転車が歩道通行出来る条件を満たしても、通行方法が法令違反である様子が観察されます。

(1) 車道と反対寄りを通行している自転車(写真6・7)



写真6 幼児同乗自転車が車道と反対寄りを通行
前方から歩行者が接近している



写真7 車道と反対寄りを通行する児童の自転車
児童・幼児も車道寄りを通行すること

(2) 自転車通行帯ではなく歩行者通行帯を通行する自転車

自転車通行帯と歩行者通行帯がある歩道で、歩行者通行帯を通行している自転車(写真8)



写真8 右の自転車は歩行者通行帯を通行している 左の自転車は自転車通行帯を通行している

(3) 車道を自動車など各種車両の通行がないにも関わらず歩道を通行する自転車

自動車の通行量が多い・駐停車する自動車が連続している、こうした状況で車道左端側を自転車の通行が難しく車道中央側に移動すると安全確保が出来ないときは歩道通行が出来ます。しかし、自動車など各種車両の通行がなく、車道左側端の通行が安全であるにも関わらず歩道通行する自転車(写真9・10)



写真 9・10 車道に自動車が行き止まりでも関わらず歩道を通行する自転車

3. 歩道通行のときに歩行者優先を守らない自転車

自転車で歩道を通行するときは歩行者優先で、歩行者の通行を妨げる恐れのあるときは一時停止することになっています。しかし、これを守らないで歩行者の脇を通行する自転車が観察されます。

(1) 歩行者の前方から接近する自転車の危険な通行

歩道を3人の歩行者が横に並んで通行しているとき、前方から2台の自転車が接近しています(写真11)。2台の自転車が歩行者の間を通行しようとしているので、右端の歩行者が右側に避けています(写真12)。

それでも歩行者どうしの間の距離が短いにも関わらず、2台の自転車は一時停止をしません。このため、右端の歩行者は背中を後方に向けて自転車を避けています(写真13)。歩行者と自転車の接触・転倒事故が発生する危険性が極めて高い状況です。



写真 11 歩行者の前方から接近する自転車



写真 12 一時停止しないで歩行者の間を通行しようとしている自転車
歩行者が右端に移動している



写真 13 2人の歩行者のわずかな間を自転車が通行するので、歩行者が背中を後方に向けて自転車を避けている

自転車歩行者のすぐ脇を通行することでその歩行者は怖いともあります。小雨が降る中で、前方から自転車が接近しています(写真 14)。自転車は一時停止も徐行もしないで歩行者のすぐ脇を通り過ぎました(写真 15)。このとき歩行者は怖かったのでしょうか、振り向いて通り過ぎた自転車を睨みつけていました(写真 16)。



写真 14 雨が降る中歩行者の前方から接近する自転車



写真 15 一時停止も徐行もしないで歩行者の脇を通り過ぎた自転車



写真 16 怖かったと思った歩行者が振り向いて通過した自転車を睨みつけている

(2) 歩行者の後方から接近する自転車の危険な通行

自転車が歩行者の脇や歩行者の間を後方から追い越す様子が観察されます。写真 17 は後方から歩行者に接近した自転車が歩行者の右脇を通行して追い越そうとしています。このことに気付いた歩行者は、歩道の幅員が狭くベビーカーと自転車との間の距離は短いため接触事故の危険性があることを認識して、ベビーカーを左側に移動し始めています。しかし、自転車運転者は接触事故の危険性があることを認識していないのか、徐行しないで歩行者とベビーカーの横を通り過ぎようとしています。

このとき、車道の前後 200 m の範囲内には自動車の通行がなく、しかも路面には自転車の通行路と通行方向を示す矢羽根(自転車ナビライン)が表示されていますので、この自転車は車道通行すべきでした。



写真 17 ベビーカーのすぐ脇を通行し始めている自転車

歩道で歩行者と自転車の接触・転倒事故の危険性がさらに高い状況が観察されました。2人の歩行者が横に並んでいる後方から自転車が接近しています(写真 18)。歩行者と電柱の間が狭いので、自転車は徐行して歩行者を追い越さずに追従するべきですが、歩行者と電柱の間を通り過ぎようとしています(写真 19)。自転車の接近に気付いた歩行者が左側に少し移動したので自転車は徐行しないで通り過ぎました(写真 20)。

もし、歩行者が後方から接近した自転車に気付かず左側に移動しなかった場合、徐行しない自転車は歩行者もしくは電柱と接触事故が発生して転倒する可能性が高くなります。



写真 18 歩行者の後方から自転車が接近



写真 19 歩行者と電柱の間を通り過ぎようとする自転車



写真 20 歩行者が左側に避けている 自転車は歩行者と電柱の間を通り過ぎた

(3) 赤信号で一時停止している歩行者の直前を通行する自転車の危険性

赤信号で横断歩道の手前の歩道で一時停止している歩行者の直前を自転車が通行しています(写真 21)。このとき、自転車と歩行者の間の距離が短いので接触の危険性がありますが、もし信号が青に替わって歩行者が歩き出したとき、接近していた自転車の停止が間に合わずに歩行者の直前を通行したとするとともに、追突事故が発生する危険性があります。

さらに、この写真 21 では自転車が交差する道路から歩道に進行するときで、歩道との段差でふらついて歩行者に接触する危険性もあります。



写真 21 赤信号で横断歩道の手前に立ち止まっている歩行者の直前を自転車が通行

4. 歩道通行する自転車どうしの行き違い

歩道で自転車どうしの行き違いや歩行者を追い越してさらに前方から接近する自転車との行き違いする自転車など、接触・転倒事故が発生する危険性の高い状況が観察されます。

写真 22 は左右に駐輪場と植栽がある歩道をそれぞれの方向から 2 台の自転車が続けて行き違いしています。前後の自転車の車間距離・行き違いする自転車の車間距離だけではなく、左右の駐輪場・植栽との間の距離も短いので、追突・接触・転倒事故が発生する危険性が極めて高い状況です。



写真 22 駐輪場と植栽が両側にある幅員の狭い歩道で行き違いする自転車

写真 23・24 の歩道はいずれも自転車通行が標識で認められています。その歩道を歩行者が通行している横を追い越して、さらに自転車どうしが行き違いしています。歩行者・自転車それぞれの間の距離が短い・行き違いで進路を変えるときにしっかりとハンドルの操作を怠った、こうしたときにふらついて転倒、行き違う歩行者・自転車との接触・転倒事故の危険性があります。



写真 23 歩行者を追い越した自転車が前方から接近する自転車と行き違うために左側に進路を変更している



写真 24 歩行者を追い越した前後の車間距離が短い2台の自転車が前方から接近する自転車と行違うために左側に進路を変更している

5. 自転車で歩道通行するときに注意すべき状況

歩道を自転車が法令に従った通行方法・歩行者優先で通行しているときでも、事故の発生する危険性がある状況があります。

(1) 歩道の路面形状に注意

コンクリートのブロックやタイルを敷き詰めた形態の路面の歩道がありますが(写真 25)、コンクリートのブロックとブロックの間やタイルとタイルの間の隙間を前輪が通って滑り、バランスを崩して転倒する事故が高齢者に多くあります。

また、歩道上に点字ブロックやマンホールが設置されている箇所もありますが(写真 26)、点字ブロックの表面には凹凸があり、マンホールの蓋の表面が膨らんでいたり歩道の路面との間にわずかな隙間があったりすると、点字ブロックやマンホールの蓋の上や路面との間の隙間を通行したときにバランスを崩して転倒する危険性があり、特に雨天後は路面や蓋の面が濡れているため、スリップして転倒する危険性が特に高くなります。



写真 25 コンクリートのブロックを敷き詰めた歩道



写真 26 歩道に設置された点字ブロックとマンホールの蓋

(2) 歩道と車道の境界にある縁石や段差に注意

歩道と車道を区別する方法はいろいろあります。その方法として、歩道と車道の境界部に歩道側の高さが10～20cmの縁石を設置している箇所(写真 27)や路面の高さを歩道側が車道側より15cm前後高くした段差を設けた箇所(写真 28)があります。こうした箇所の歩道を特に夜間、歩行者と行き違いするときに縁石に接触して転倒したり、段差で車道側に転倒したりするという危険性があります。前方をしっかりと見ながら運転を行い、歩行者が接近したら一時停止することです。



写真 27 歩道と車道の境界にある縁石



写真 28 歩道と車道の路面の高さが異なる段差

(3) 歩道中央部にあるポールに注意

歩道にポールが設置されている箇所があります。その目的は歩道に自動車が進行しないようにするため(写真 29)・歩道での通行方向を区別するため(写真 30)などがあります。このような歩道では、特に歩行者がポール周辺を通行しているときは歩行者が通り過ぎてから通行することで、歩行者の通行が続いているときは自転車から降りて押し進めることです。乗車しながら歩行者の横を通行するとポールや歩行者と接触して転倒する危険性があります。また、夜間に通行するときもポールに接触・転倒する危険性があるので、前方をしっかりと確認しながら運転することです。



写真 29 歩道に設置されたポール脇を歩行者が通行



写真 30 ポールを挟んで自転車が異なる方向に通行

(4) 歩道横にある駐車場への出入する自動車に注意

歩道横に駐車場があり、出入口に「危険 とび出し注意!!」の看板が設置されています(写真 31)。この出入口付近を通行するとき、自動車運転者が歩道の左右確認を怠って出入すると自転車との追突事故の危険性があります。自転車運転者も駐車場横を通行するとき、自動車の出入の有無を確認しないと自動車との追突事故の危険性があります。歩道横に駐車場の出入口があるときは徐行・一時停止を行うことです。

写真 32 は歩道横に駐車している自動車の前を通行する自転車ですが、自動車運転者が歩道の左右確認を怠って発進した・自転車運転者が自動車の駐車・発進状況確認を怠って通行した、こういう状況では自動車による追突事故の危険性があります。

また、この写真 32 では自動車の先端部が歩道に出ているので、自転車運転者が前方をしっかりと見ながら運転していないと、この自動車に追突するという危険性もあります。



写真 31 歩道横の自動車駐車場入り口には「危険 とび出し注意!!」の看板



写真 32 歩道にはみ出て駐車している自動車の横を通行する自転車

6. 自転車が法令に従って正しく車道・歩道を通行している様子

法令に従って正しい方法で車道・歩道を通行することによって、安全で事故を防ぐことができます。

(1) 車道左側を1列になって通行する自転車の様子

自動車の通行がなく、自転車の車道通行するための安全確保が認められるので歩道に歩行者の通行が少なくても、自転車が車道左側を1列になって通行している様子が観察されます(写真 33)。

自転車が車道左側を1列になって通行すると、写真 34 のように車道の片側幅員が4 m(道路台帳より)で自動車も徐行しながら自転車との車間距離を取って追い越すことが可能となります。自転車で車道を通行するときでも、歩道を通行するときでも、1列になって通行して前方の自転車を追い越すことは避けるべきです。



写真 33 自動車の通行がない車道を1列になって通行する自転車



写真 34 車道を1列になって通行する自転車が車間距離を取って追い越す自動車

(2) 歩行者が通行しているときは自転車から降りて押し進めている様子

歩道を自転車から降りて押しながら通行している様子で、写真 35 は3台の自転車がいずれも運転者が自転車から降りて押しながら通行しています。写真 36 は歩行者が多い中を自転車から降りて押しながら通行、写真 37 はスマホを見て前方を見ていない歩行者の脇を自転車から降りて押しながら通行しています。

このように歩道を歩行者が通行しているとき、自転車から降りて押しながら通行すると歩行者との事故を防ぐことができます。



写真 35 3台の自転車がいずれも乗車しないで
自転車を押して通行



写真 36 自転車を押しながら多くの歩行者の横を
通行



写真 37 スマホを見ながら通行している歩行者との間の距離を長くにとって
自転車を押して通行

(3) 歩行者優先で歩道を通行している自転車の様子

歩道は歩行者優先ですから、写真 38 の自転車は歩行者が通行しているので一時停止しています。写真 39 の自転車は歩行者の後方から接近していますが、徐行して交差点に到着するまで歩行者を追い越すことはしませんでした。交差点では一時停止して周囲の安全確認を行った後、歩行者から離れた距離で追い越しました。



写真 38 歩行者が歩道を横切るので一時停止している
自転車



写真 39 歩行者の後方の自転車は交差点までの間
歩行者を追い越すことはしなかった

(4) 歩道に自転車通行路が指定された部分を安全な方法・危険な方法で通行する自転車の様子

自転車通行路と歩行者通行路が標識・路面表示で示されている歩道で自転車通行路を通行している様子で、写真 40・41 はいずれも 5 台の自転車が自転車通行路中央部を一列になって通行しています。しかし、いずれの写真でも 1 台が自転車通行路と歩行者通行路の境界部を通行、写真 41 では 1 台が自転車通行路と歩行者通行路の境界部近くの歩道通行路側を通行しています。

自転車通行路内で前方の自転車を追い越そうとすると歩行者通行路にはみ出て、歩行者との接触・追突事故の危険性があるので、必ず自転車通行路中央部を一列になって通行することです。



写真 40 5 台の自転車が自転車通行路中央部を一列になって通行 1 台が自転車通行路と歩行者通行路の境界部を通行



写真 41 5 台の自転車が自転車通行路中央部を一列になって通行 自転車通行路と歩行者通行路境界部・歩行者通行路に各 1 台が通行

掲載写真は全て筆者が撮影したものです
個人・地域情報保護のため一部修正しています

(参考資料 文献)

- ・「歩道を通行する理由を探る」 谷田貝一男 2020年
交通安全教育 第655号
- ・「歩道を通行するときの危険性を探る」 谷田貝一男 2020年
交通安全教育 第656号
- ・「車道通行する理由と歩道通行の指導方法を考える」 谷田貝一男 2020年
交通安全教育 第657号